

大織

健保時報



七里ヶ浜と江ノ電（神奈川県）

令和8年8月1日

NO.154



令和7年度決算	2
令和8年度予算	3
公告/夜間・休日のこどもの症状は#8000で相談ができます	4
医療費が変わる 令和8年改正のポイント	5

令和7年度

決算

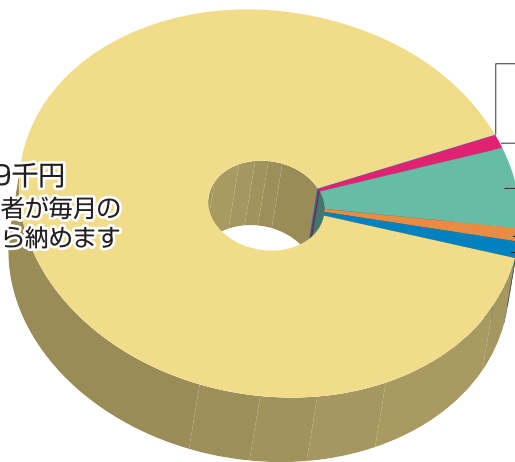
令和7年度収入支出決算が、令和8年7月17日開催の第164回組合会において可決・承認されました。

一般勘定

収入の部

被保険者数は減少、平均標準報酬月額、総標準賞与額は増加

- 保険料 5,680,619千円
会社と被保険者が毎月の給料と賞与から納めます



基礎数値	
被保険者数	12,216人
平均標準報酬月額	346,833円
総標準賞与額	9,745,496千円
一般保険料率	95.0/1000

- 国庫負担金収入 2,338千円
- 調整保険料収入 79,157千円
他の健保組合間の財政調整のための財源
- 繰入金 416,100千円
別途積立金を取り崩し一般勘定に繰り入れた額
- 国庫補助金収入 596千円
- 出産育児交付金 2,887千円
- 財政調整事業交付金 71,121千円
健康保険組合連合会からの交付金
- 雑収入 81,979千円

合計 6,334,797千円
収支差引額 463,335千円

- 事務費 150,302千円
- 財政調整事業拠出金 77,869千円
他の健保組合間の財政調整のために拠出
- 営繕費・連合会費・積立金他 30,763千円
- 保健事業費 256,052千円
みなさまの健康づくり事業のための費用

経常収支 5,468 万 7 千円の
赤字決算

- 納付金 1,910,167千円
高齢者の医療を支えるための費用
前期高齢者納付金 603,525千円
後期高齢者支援金 1,306,641千円
病床転換支援金 1千円

- 保険給付費 3,446,309千円
医療費の支払いや各種給付金のための費用
法定給付費 3,424,433千円
付加給付費 21,876千円

支出の部

合計 5,871,462千円
経常収支差引額 ▲ 54,687千円

保険給付費の増加で支出合計は
前年度より 5,201 万 9 千円増加

介護勘定

収入の部	科目	決算額(千円)
	介護保険収入	723,902
	繰越金	1
	雑収入	1,558
	合計	725,461

支出の部	科目	決算額(千円)
	介護納付金	562,480
	介護保険料還付金	153
	合計	562,633

収支差引額 162,828千円

令和8年度

予算

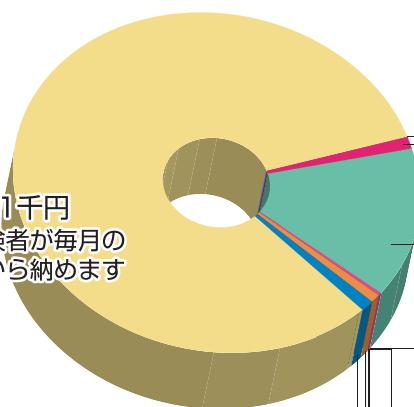
令和8年度収入支出予算が、令和8年2月16日開催の第163回組合会において可決・承認されました。

一般勘定

収入の部

●保険料
5,200,221千円
会社と被保険者が毎月の給料と賞与から納めます

●雑収入
●財政調整事業交付金
健康保険組合連合会からの交付金 50,000千円

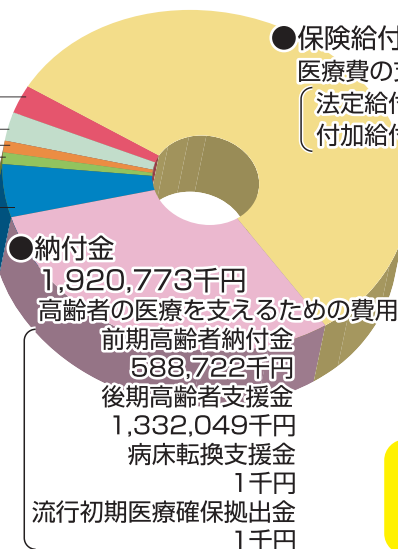


基礎数値	
被保険者数	11,200人
平均標準報酬月額	350,000円
総標準賞与額	9,212,000千円
一般保険料率	95.0/1000

●国庫負担金収入・他 2,251千円
●調整保険料収入 72,848千円
他の健保組合間の財政調整のための財源
●繰入金 925,000千円
別途積立金を取り崩し一般勘定に繰り入れる額
●国庫補助金収入 1,006千円
●特定健康診査等事業収入 2千円
●出産育児交付金 3,999千円

合計 6,327,464千円
經常収入合計 5,304,607千円

●事務費 169,940千円
●予備費 170,851千円
●財政調整事業拠出金 72,848千円
他の健保組合間の財政調整のために拠出
●営繕費・連合会費・積立金他 64,018千円
●保健事業費 323,544千円
みなさまの健康づくり事業のための費用



●保険給付費 3,605,490千円
医療費の支払いや各種給付金のための費用
〔法定給付費 3,581,487千円
付加給付費 24,003千円〕

支出の部

合計 6,327,464千円
經常支出合計 6,032,235千円

經常収支で7億2,762万8千円の赤字。不足分は積立金を取り崩して対応。

介護勘定

収入の部

科目	予算額(千円)
介護保険収入	640,224
繰越金	1
繰入金	30,000
雑収入	302
合計	670,527

支出の部

科目	予算額(千円)
介護納付金	630,621
介護保険料還付金	400
積立金	0
予備費	39,506
合計	670,527

子ども勘定

収入の部

科目	予算額(千円)
子ども・子育て支援金収入	118,751
雑収入	3
一般勘定受入	10,000
合計	128,754

支出の部

科目	予算額(千円)
子ども・子育て支援納付金	118,580
子ども・子育て支援金還付金	100
予備費	10,074
合計	128,754

公 告

事業所編入

- ケイト・ジャパン株式会社
東京都港区（令和8年2月24日付）
- ボーケンガーメンテック株式会社
大阪府貝塚市（令和8年3月1日付）
- 株式会社アサヒファイブ
大阪市中央区（令和8年4月1日付）
- 株式会社トラディショナルウェザーウェアジャパン
東京都港区（令和8年4月1日付）

事業所削除

- 岩田一株式会社
大阪市中央区（令和7年12月1日付）
- 株式会社輸出繊維会館
大阪市中央区（令和8年2月26日付）
- 菱栄商事株式会社
大阪市中央区（令和8年3月6日付）

任意継続被保険者の平均標準報酬月額

・ 平均標準報酬月額（令和7年9月30日） **351,379 円**

基礎となる標準報酬月額 上限 360,000 円 適用 令和8年4月1日～
令和9年3月31日



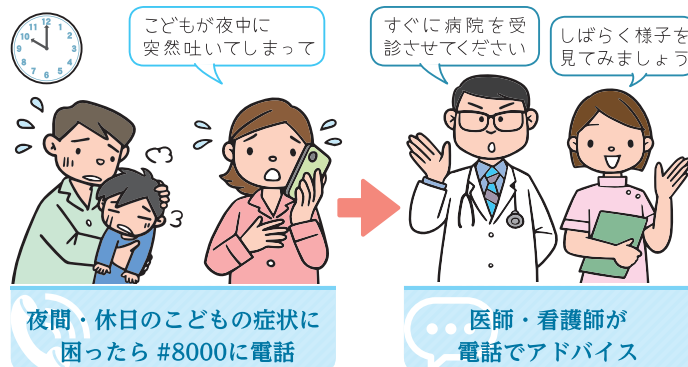
こどもと医療の



夜間・休日のこどもの症状は #8000で相談ができます

夜間・休日のこどもの症状にどのように対処したらよいのか、病院を受診した方がよいのかなど判断に迷ったときには、**子ども医療電話相談事業【#8000】**に電話しましょう。小児科医師・看護師からこどもの症状に応じた適切な対処の仕方や、受診する病院などのアドバイスを受けられます。

夜中のこどもの急病、どうしよう! そんなときは…

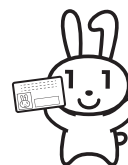


家族みんなの救急相談は#7119

こどもに限らず大人でも、病院の受診や救急車の要請に悩んだときには**救急安心センター事業【#7119】**が利用できます。医師・看護師などから医療機関の受診についてのアドバイスや、状況によっては緊急出動につながるなどの支援が受けられます。

マイナ救急で緊急時の情報伝達もスムーズに

救急搬送時に会話ができないような状況でも、救急隊員がマイナ保険証を読み取ることで医療情報を確認でき、適切な処置や搬送先の選定が可能になります。今のうちにマイナンバーカードに保険証を登録し、緊急時に備えて持ち歩くようにしましょう。



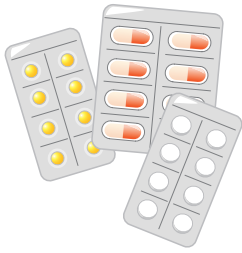
注 電話相談の実施時間は各都道府県によって異なります。詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。



医療費が変わる！ 令和8年改正のポイント

6月から 先発医薬品を選んだ場合の自己負担が増加

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるにもかかわらず、患者が先発医薬品（長期収載品）を希望し処方してもらうと、自己負担が加算されます。これまではジェネリック医薬品との差額のうち「4分の1」が加算されていましたが、6からは「2分の1」に引き上げられました。



3割負担の場合のイメージ
(ジェネリック医薬品1,000円、長期収載品2,000円の場合)

令和8年5月まで	令和8年6月以降
選定負担 250円*+消費税25円 *1,000円×1/4=250円	選定負担 500円*+消費税50円 *1,000円×1/2=500円
患者負担 (3割) 525円	患者負担 (3割) 450円
保険給付 (保険外併用療養費) 1,225円	保険給付 (保険外併用療養費) 1,050円
長期収載品 【2,000円】	長期収載品 【2,000円】
最終的な患者負担 250円+消費税25円 +525円=800円	最終的な患者負担 500円+消費税50円 +450円=1,000円

差額 1,000円

長期収載品の薬価から、該当するジェネリック医薬品のうち最も薬価が高いものの薬価を控除して(引いて)得た価格(価格差)に、「2分の1」を乗じて得た価格が選定負担となります。

注意

選定療養は保険外の療養となりますので、消費税(10%)が別途かかります。

200円の負担増

6月から 入院時の食費や光熱水費の負担引き上げ

食材費等の高騰を踏まえ、入院時の食費や光熱水費の負担が引き上げられました。

一般所得者の場合

【入院時の食事療養標準負担額】

1食510円 → **550円**

【65歳以上で療養病床 入院時の生活療養標準負担額】

- ・食費負担：1食510円 → **550円**
- ・居住費：1日370円 → **430円**



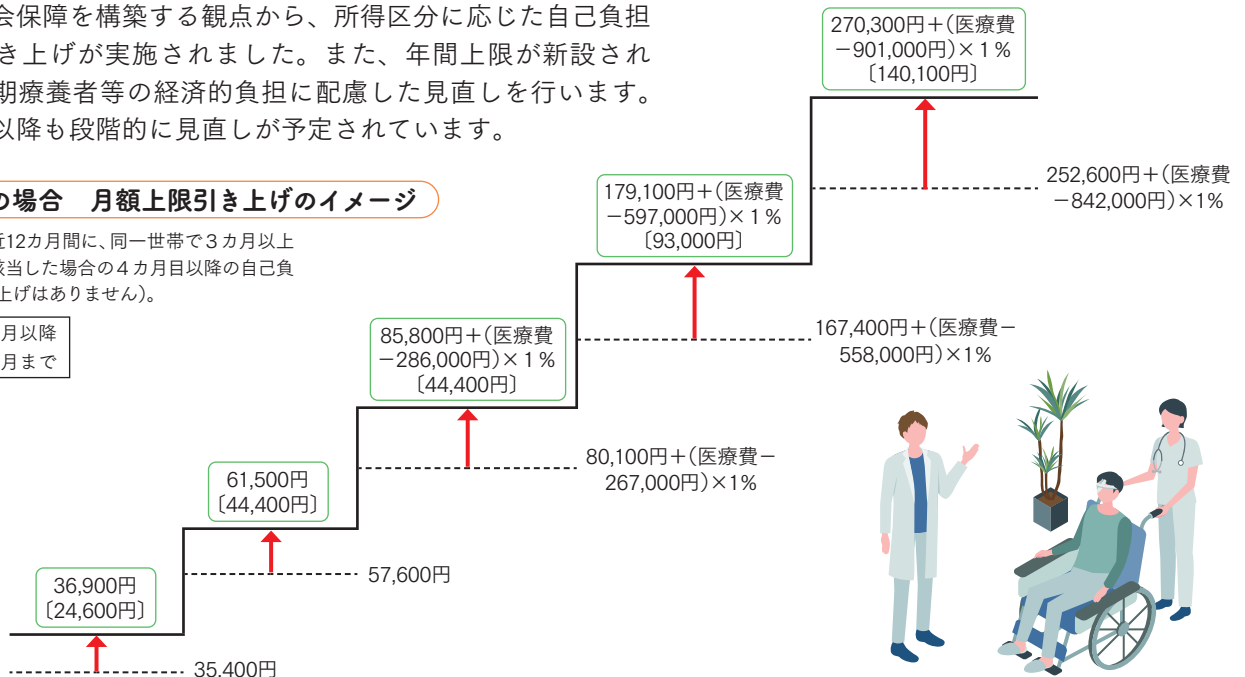
8月から 高額療養費の自己負担限度額の引き上げ、年間上限の新設

全世代型社会保障を構築する観点から、所得区分に応じた自己負担限度額の引き上げが実施されました。また、年間上限が新設されるなど、長期療養者等の経済的負担に配慮した見直しを行います。今回の改正以降も段階的に見直しが予定されています。

70歳未満の場合 月額上限引き上げのイメージ

※〔 〕内は、直近12カ月間に、同一世帯で3カ月以上高額療養費に該当した場合の4カ月目以降の自己負担限度額(引き上げはありません)。

—— 令和8年8月以降
---- 令和8年7月まで



所得区分	低所得者 (住民税非課税)	標準報酬月額 28万円未満*	標準報酬月額 28万円以上53万円未満	標準報酬月額 53万円以上83万円未満	標準報酬月額 83万円以上
年間上限	290,000円 [24,200円]	530,000円 [44,200円]	530,000円 [44,200円]	1,110,000円 [92,500円]	1,680,000円 [140,000円]

新設

*標準報酬月額が15万円以下に該当することが確認できた場合、年間上限41万円が適用され、令和9年8月以降に償還払いされます。

※年間上限の〔 〕内は、月額平均額。